

近畿運輸局同時発表

令和2年3月3日
鉄道局都市鉄道政策課

北神急行電鉄北神線の鉄道事業譲渡譲受認可

～北神線の利用者利便向上と沿線地域の活性化が期待されます～

国土交通大臣は、北神急行電鉄北神線の鉄道事業譲渡譲受認可申請について、3月4日付けで認可し、同日、近畿運輸局長より申請者に対して認可状を交付します。

北神急行電鉄(株) (第二種鉄道事業者) 及び神戸高速鉄道(株) (第三種鉄道事業者) が譲渡人、神戸市が譲受人として申請があった、北神急行電鉄北神線の鉄道事業の譲渡譲受について、鉄道事業法第26条の規定に基づき、明日(令和2年3月4日)付けで認可します。

これにより、神戸市営地下鉄との一体的運行が行われ、運賃低減による利用者利便向上や神戸市北部の沿線地域活性化が期待されます(申請の概要は別紙のとおり)。

なお、認可状の交付を下記のとおり予定しております。

記

- 日時 : 令和2年3月4日(水) 10:00～
- 場所 : 近畿運輸局 近畿運輸局長室
(大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館12階)
- 交付者 : 近畿運輸局長 八木 一夫
- 受領者 : 北神急行電鉄(株) 代表取締役社長 辰馬 秀彦
神戸高速鉄道(株) 代表取締役社長 佐々木 浩
神戸市 神戸市交通事業管理者 岸田 泰幸
- 取材等 : 新型コロナウイルスへの対策を踏まえ、従来行っていた認可状交付時の報道機関への公開(カメラ撮り)は、行わないこととしますが、希望者には近畿運輸局より手交時の模様の写真データをお渡しします。

<問い合わせ先>

○鉄道事業譲渡譲受認可に関すること
鉄道局都市鉄道政策課 佐藤・山田
TEL 03-5253-8111 (内線 40451)
03-5253-8536
FAX 03-5253-1635

○取材に関すること
近畿運輸局総務部広報対策官 吉本
TEL 06-6949-6404
FAX 06-6949-6458

- ・神戸市は、相互直通運転を行っている北神急行電鉄北神線の鉄道事業を譲り受け、本年6月より、神戸市営地下鉄との一体的運行を開始する予定。
- ・一体的運行により、運賃低減による利用者利便向上や、神戸市北部の人口減少対策による沿線地域活性化につながることを期待される。

○申請者

譲渡人：第二種鉄道事業者 北神急行電鉄(株)

第三種鉄道事業者 神戸高速鉄道(株)

譲受人：神戸市

○譲渡金額 198億円(税別)

○譲渡区間 北神線 ^{たにがみ}谷上～新神戸間(7.5km)

○譲渡日 令和2年6月1日(予定)

※運賃は、神戸市営地下鉄と同水準の運賃に引き下げられる予定。

- ・新神戸駅～谷上駅間(7.5km) 現行 370円 → 譲渡後 280円
- ・三宮駅～谷上駅間(8.8km) 現行 550円 → 譲渡後 280円

